



横浜事務所 〒221-0056  
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階  
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

銀座事務所 〒104-0061  
東京中央区銀座 6-2-1 ダヴィンチ銀座ビル 2 階  
TEL 03-3573-0070 FAX 03-3572-2480

“Win Win World”

### 資産除去債務の会計

資産除去債務の会計基準が、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されます。これは、簡単に言ってしまうと有形固定資産を除去する際に義務付けられる除去費用を「負債」として計上することを求めることです。例えば、アスベストを使用していたり、土壌汚染が生じる場合のように、有形固定資産の除去時点で有害物質の除去を行う必要がある場合が該当します。また、賃借契約において賃借建物等に係る有形固定資産（内部造作等）の除去などの原状回復が契約で要求されているのであれば、これも該当するものと思われます。処理としては、資産除去債務が発生したとき（≠資産購入時）に「負債」として計上し、同時に、当該負債の計上額と同額を、その関連する有形固定資産の帳簿価額に加えます。次に、資産計上された資産除去債務に対応する除去費用を、減価償却を通じて当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり各期に費用配分します。なお、賃貸建物について有形固定資産（内部造作等）の除去などの原状回復の義務がある場合には資産除去債務に該当しますが、実務負担を考慮して、特例的な取扱いが置かれています。賃貸建物に関して原状回復義務がある場合で敷金を差し入れているときは、その原状回復費を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上することも認められています。例えば、敷金のうち 1000 が原状回復費用に充てられてしまうため返還が見込まれず、賃借建物等への平均的な入居期間が 5 年とされる場合には、每期 200 を敷金から償却していきます。この会計基準も国際会計基準の影響を色濃く反映したものであると言われています。

### 連結納税

平成 14 年度に連結納税制度が導入されて 7 年経過しました。現在 300 万社といわれる企業のうち採用しているのは 7500 社程度だそうです。1%にも満たない状況です。これだけ普及しない理由には連結納税導入時の子会社欠損金の切り捨てや加入時の時価課税によるデメリットのほうが多いからだと思います。

経産省では平成 22 年度税制改正において連結納税の改正に関する要望を挙げています。連結納税を採用していなくてもグループ法人について、グループの実態を反映した税制を整備してほしいという内容です。子会社の欠損金の切り捨てについても見直しを要望しています。これが実現すれば連結納税が身近に利用できるようになる可能性があります。

連結納税において欠損金は一つのポイントになります。単体申告をしている場合、原則的に国税・地方税において欠損金の金額に違いは生じません。しかし連結納税を適用している会社において、欠損金が生じた場合 3 つの異なる金額の欠損金が生じます。法人税の欠損金、事業税の欠損金そして住民税の欠損金です。まず連結開始（加入）時において連結子法人に欠損金がある場合、法人税は切り捨てられますが、地方税においては連結納税の制度がありません。そのため地方税については単体で申告を行うこととなります。従って事業税・住民税の欠損金は繰り越されることとなります。

連結納税開始後、例えば連結親法人（大法人）P 社の所得金額 3000 万円、連結子法人 A 社の欠損金額△600 万円という場合、連結子法人 A 社の欠損金はどうなるか見てみましょう。法人税においては連結により所得と欠損が相殺されて欠損金は生じません。事業税は個別の欠損金額である△600 万円、住民税は控除対象個別帰属額として欠損金額に法人税率を乗じた△180 万円（△600 万円×30%）の欠損金が生じることとなります。このように欠損金の管理とともに、税効果会計における回収可能性についても単体申告と異なるため十分な検討が必要です。